			皿洗機	
		八四二二・一一	家庭用のもの	LVC四十パーセント又はCTSH
		八四二二・一九	その他のもの	LVC四十パーセント又はCTSH
		八四二二・二〇	清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）	LVC四十パーセント又はCTSH
		八四二二・三〇	充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械及び飲料用の炭酸ガス注入機	LVC四十パーセント又はCTSH
		八四二二・四〇	その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む。）	LVC四十パーセント又はCTSH
	八四・二三		重量測定機器（重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が五〇ミリグラム以内のはかりを除く。）及び分銅	
		八四二三・一〇	体重測定機器（乳児用はかりを含む。）及び家庭用はかり	LVC四十パーセント又はCTSH
		八四二三・二〇	コンベヤ上の物品を連続的に計量するはかり	LVC四十パーセント又はCTSH
		八四二三・三〇	定量はかり及び袋又は容器の中へあらかじめ決めた重さの材料を送り出すためのはかり（ホッパースケールを含む。）	LVC四十パーセント又はCTSH
			その他の重量測定機器	
		八四二三・八一	最大ひょう量が三〇キログラム以下のもの	LVC四十パーセント又はCTSH
		八四二三・八二	最大ひょう量が三〇キログラムを超え五、〇〇〇キログラム以下のもの	LVC四十パーセント又はCTSH
		八四二三・八九	その他のもの	LVC四十パーセント又はCTSH
	八四・二四		噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）、消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これらに類する噴射用機器	
		八四二四・一〇	消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）	LVC四十パーセント又はCTSH
		八四二四・二〇	スプレーガンその他これに類する機器	LVC四十パーセント又はCTSH
		八四二四・三〇	蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器	LVC四十パーセント又はCTSH
			その他の機器	
		八四二四・八一	農業用又は園芸用のもの	LVC四十パーセント又はCTSH
		八四二四・八九	その他のもの	LVC四十パーセント又はCTSH
	八四・三二		農業用、園芸用又は林業用の機械（整地用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー	
		八四三二・一〇	プラウ	LVC四十パーセント又はCTSH
			ハロー、スカリファイヤー、カルチベーター、除草機及びホー	
		八四三二・二一	ディスクハロー	LVC四十パーセント又はCTSH
		八四三二・二九	その他のもの	LVC四十パーセント又はCTSH
		八四三二・三〇	播種機、植付け機及び移植機	LVC四十パーセント又はCTSH
		八四三二・四〇	肥料散布機	LVC四十パーセント又はCTSH
		八四三二・八〇	その他の機械	LVC四十パーセント又はCTSH
	八四・三三		収穫機及び脱穀機（わら用又は牧草用のベーラーを含む。）、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械（第八四・三七項の機械を除く。）	
			芝生用、公園用又は運動場用の草刈機	
		八四三三・一一	動力駆動式のもの（水平面上を回転して刈り込む装置を有するものに限る。）	LVC四十パーセント又はCTSH